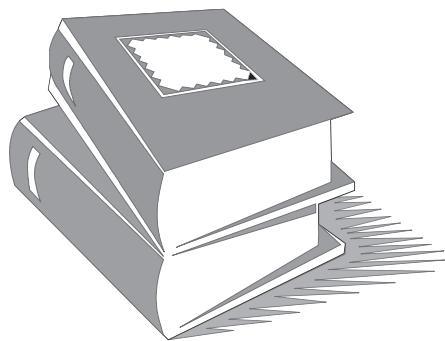
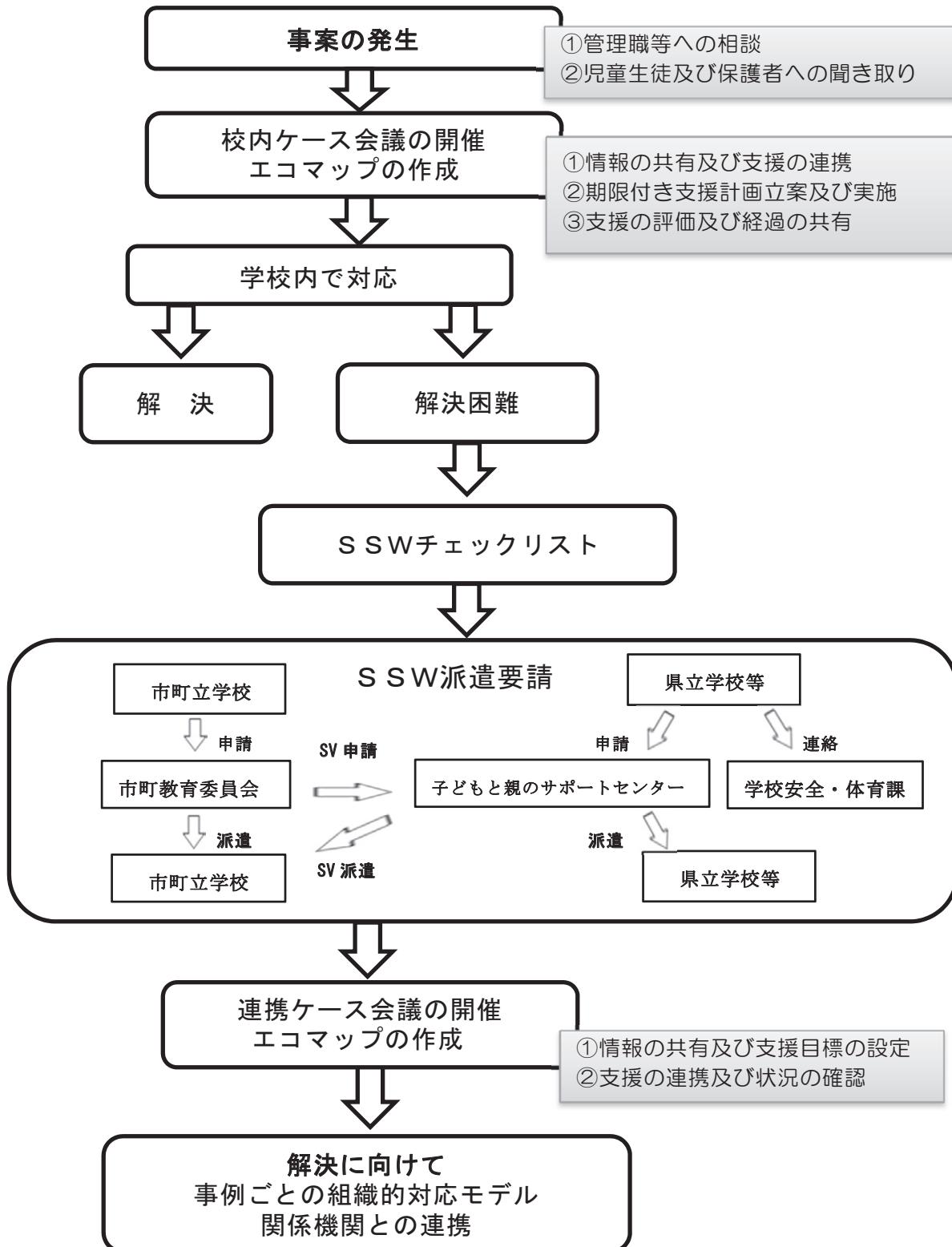


資料編



SSW活用の流れ

事案解決に向けて、学校がどのように取り組んだらよいか、SSWをどのように活用したらよいかをフローチャートで示す。



※ 「エコマップ」や「SSWチェックリスト」等、詳しくは…

「SSW活用マニュアル」(やまぐち総合教育支援センター内子どもと親のサポートセンター)

URL : http://www.ysn21.jp/furecen/ssw_katsuyou.pdf

関係機関との連携

支援を行う際に連携が必要になってくる関係機関の特徴を挙げている。事例ごとの組織的対応モデルと一緒に参考にしてほしい（□は各機関の役割、・はその特徴）。 2015.4.1 現在

機 関	特 徴	設 置
児童相談所	<p>□児童福祉法に基づき、18歳未満の子どもに関する様々な相談に対応している。主な業務は、児童福祉司や児童心理士が保護者や関係者から子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施して指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、中央児童相談所に併設した一時保護所に児童を一時保護し、行動の観察や生活の指導を行う。 ・児童や保護者の指導、児童の施設入所等の措置を行う。 ・一つの児童相談所が管轄するエリアが広い。 	<p>岩国児童相談所 0827-29-1513 周南児童相談所 0834-21-0554 中央児童相談所 083-922-7511 宇部児童相談所 0836-39-7514 下関児童相談所 083-223-3191 萩児童相談所 0838-22-1150</p>
	<p>【児童相談所の場所と管轄】</p> <p>*管轄は、太線で表記している。</p>	
市役所 町役場	<p>児童（子ども）家庭課 ＊市町により呼称が異なる。</p> <p>□児童手当、子ども手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭と身近で、家庭環境等の多様な情報をもっている。 ・フットワークが軽く、家庭訪問ができる。 ・市町の各課とネットワークが構築されている。 ・「要保護児童対策地域協議会（要対協）」を主催し、要保護児童（虐待・非行・障害等）に関するケース会議を実施する。参加者には守秘義務が生じる。 <p>障害福祉課（市町の障害担当職員、保健師） ＊市町により呼称が異なる。</p> <p>□障害のある方への福祉施策について、様々なサービス（事業）を行っている。障害者手帳等の申請や障害年金等について担当しており、特別支援学校等に関する情報提供や相談等も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族に障害（知的・身体・精神）がある場合、支援に協力ができる。 ・障害者の福祉サービスを利用したい場合の相談にも応じてもらうことができる。 	<p>19市町にある支所にもある</p> <p>19市町にある支所にもある</p>

SSW活用マニュアル抜粋

市役所 町役場	社会福祉課 (社会福祉事務所) *市町により呼称が異なる。	<p>□生活保護、その他福祉一般に関わる業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族（親族）の状況を知っている。 ・生活保護受給の決定を行うので、経済状況を把握している。 ・子どもの問題の専門家ではないが、就労や就学等の相談員もいるので、相談は可能。 ・扱うケース数が多い。 	各市町 ※阿武町は萩市 福祉事務所。和 木町、上関町、 田布施町、平生 町は東部社会福 祉事務所（柳井 健 康 福 祉 セ ンター）
	市町保健 センター (母子・高 齢者)	<p>□健康づくり事業に関することを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健に関する業務も行っているので、児童・生徒の妊娠等に関する支援に協力できる。 	19市町にある
民生児童委員 主任児童委員		<p>□厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の保護、保健・福祉に関する援助・指導等を行う。児童虐待の通告の仲介も行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の世帯の様子をよく知っており、家庭訪問をすることができる。 (これらの委員や保護司の方々が学校評議員になっている場合もある。) ・身近すぎて家庭に入りにくい場合がある。 	
スクールカウンセラー (SC)		<ul style="list-style-type: none"> ・心理の専門家、現時点で本人と関わりがない場合でも心理的な見解を述べてもらえるので、今後の支援候補者としても協力してもらう。 ・ある程度回数が決まっており、頻繁に関わりにくい。 ・SSWと比べて、家庭に介入しにくい。 	
警察（生活安全課） 少年サポートセンター (東部・中部・西部) 少年安全サポーター (警察官OB)		<p>□警察は、非行少年の補導・保護・検挙・捜査・少年相談の受理を行う。</p> <p>少年サポートセンターは県内3つの警察署に設置され、子どもの非行、問題行動、しつけ、犯罪被害に関する相談を行う。</p> <p>少年安全サポーターは、拠点となる所轄警察署から教育委員会に出向いて連携を図りながら学校への指導を行うなど、青少年の健全育成のための活動に従事している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースに事件性がある場合や、非行、校内暴力、家庭内暴力などの場合に相談できる。 ・離婚した夫によるストーカー行為など、保護者による犯罪行為の場合にも相談できることがある。 	東部少年サポートセンター (岩国警察署内) 0827-23-5150 ○活動の地域～岩国、周南地域 ○岩国、柳井、光、下松、周南 警察署 中部少年サポートセンター 083-925-5150 (警察本部少年課内) ○活動の地域～山口、萩地域 ○管轄警察署～防府、山口、山 口南、長門、萩警察署 西部少年サポートセンター 083-222-5150 (下関警察署内) ○活動の地域～宇部、下関地域 ○管轄警察署～宇部、山陽小野 田、小串、美祢、下関、長府 警察署
社会福祉協議会 (権利擁護事業等)		<p>□社会福祉に関わる行政・民間の関係者・団体・機関の連携を進めたり、具体的な福祉サービスの企画や実施を行ったりしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や祖父母に軽度の認知症や知的障害、精神障害（疑いを含む）があり金銭管理能力が不十分である場合は、社会福祉協議会の「地域福祉権利擁護事業」により、日常的な金銭管理や見守り、福祉サービスの利用援助を行うことができる。生活保護との併用も可能。 ・地域の社会資源や福祉サービス、ボランティア等の情報を多く有している。 	19市町にある

SSW活用マニュアル抜粋

		<ul style="list-style-type: none"> 所得が低い者への貸付も行っている。 子ども・高齢者・障害者の相談窓口。 (各社協によって事業内容やサービスは異なる) 	
地域包括支援センター (高齢者権利擁護・介護保険)		<ul style="list-style-type: none"> □高齢者の権利擁護、虐待対応や成年後見などを行っている。 ・高齢者（65才以上対象）の医療・福祉・介護に関する総合相談窓口。 	19市町にある
山口県発達障害者支援センターまっぷ		<ul style="list-style-type: none"> □自閉症児（者）をはじめとする発達障害児（者）等に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関・施設等への情報提供や研修などの活動を行っている。 	山口市仁保 083-929-5012
児童・障害者相談センターのソーシャルワーカー（SW）	障害者相談支援事業機関	<ul style="list-style-type: none"> □障害者（児）の相談を受け、サービスの利用計画や、他の機関との連絡調整を行う。 ・ SWが本人や世帯の支援計画を立て、関係機関と連絡調整をしていく。 ・ 要支援者から支援の依頼が必要。 	各圏域
	児童家庭支援センター（24時間受付）	<ul style="list-style-type: none"> □地域の子どもや保護者、住民から、18才未満の子どもに関する不登校や児童虐待、その他学校や地域における悩みなど様々な相談を受け付けている。 ・ SWが本人や世帯の支援計画を立て、関係機関と連絡調整をしていく。 ・ 児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着した相談支援を行う。 ・ ショートステイ、トワイライトステイ等の事業等もある。 ・ 要支援者から支援の依頼が必要。 	<p>県内4カ所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○なかべこども家庭支援センター「紙風船」（なかべ学院乳児部：下関市） ○こども家庭支援センター「清光」（清光園：山口市） ○子ども家庭支援センター「海北」（防府海北園：防府市） ○こども家庭支援センター「ぽけっと」（共楽園：周南市）
県健康福祉センター		<ul style="list-style-type: none"> □精神保健相談やひきこもりの支援を行っている。 ・ 保護者や本人に精神障害がある場合、「精神・難病班」が相談に応じる。 ※緊急時（本人や保護者に自傷他害の危険性がある場合）は、110番で保護を求める。 	<p>県内8カ所</p> <p>（下関市は下関市保健所）</p>
医療ソーシャルワーカー（MSW）、精神科ソーシャルワーカー（PSW）		<ul style="list-style-type: none"> □病院のソーシャルワーカー（SW）で、患者や家族の相談を受けたり、関係機関との連絡調整をしたりする。 ・ ケース会議に参加してもらい医療・福祉サービス利用の見立て、主治医の見解の伝達、ケース会議での意見を主治医へ伝えることができる。 ・ MSWやPSWは病院や施設内のSWなので、関わりのある患者に対しては状況把握のため家庭訪問等することもある。 ・ 患者や家族の同意や守秘義務が重視される。 	病院によって異なる

資料2 学校メンタルサポート事業

目的

- 学校だけでは解決困難な問題行動や学校内外で突発的に発生した重大な事件・事故への緊急対応や中・長期的で継続的な対応のための人的支援
 - ◆ 児童生徒や教職員の精神的ケアのための学校支援
 - ◆ 学校の体制づくり、二次被害の防止等に関する助言・援助

緊急支援

◆問題行動への支援

- (例)
暴力行為が頻発
授業が成立しない状況

◆心の安定のための支援

- (例)
事件・事故等により精神的に不安定で、カウンセリングが必要

◆学校全体の危機への支援

- (例)
校内の殺傷事件や死亡事案等の重大な事件・事故が発生

派遣要請

派遣要請

学校メンタルサポートチーム（関係機関の専門家で編成）
【精神科医、臨床心理士、SSW、警察、児童福祉司、行政職員等】

派 遣

派 遣

CRTの判断により出動

問題行動等対応チーム

【支援内容】

- ◇学校の指導体制への指導・助言
- ◇周囲の児童生徒の安全確保
- ◇保護者への指導・助言

【派遣要請の方法】

(公立小・中) 学校→市町教委
↓
(県立学校) 学校→学校安全・体育課

実態調査、調整後の近日対応

問題行動の早期解決
学校教育機能の回復

心のケア対応チーム

【支援内容】

- ◇児童生徒のカウンセリング
- ◇教職員へのコンサルテーション
- ◇教育相談体制への助言

【派遣要請の方法】

(公立小・中) 学校→市町教委
↓
(県立学校) 学校→学校安全・体育課

実態調査、調整後の近日対応

児童生徒の心の安定
教育相談体制の強化

クライシス・レスポンス・チーム(CRT)

- 【支援内容】
◇教職員のサポート
◇ケアプランの策定支援
◇被害者と家庭への心理教育

【派遣要請の方法】
公立学校は教育委員会からCRT情報センターへ

TEL : 0835-26-1152

即日の緊急対応（3日間限定）

二次被害の未然防止
学校教育機能の回復

CRT撤退後の支援

中・長期的な支援

アフターケアチーム

専門家チーム撤退後、継続的に児童生徒や教職員への支援を行うため、学校、市町教委からの派遣要請に対して、継続して専門家を派遣し、適切な指導助言等を行う。

資料3

山口県における教育相談窓口一覧

学校や家庭での教育などについて、お悩みになっていることはございませんか。

県教育委員会では、そうしたさまざまな「声」にお応えするため、市町教育委員会等と連携して教育に関する相談窓口を設け、皆さまからの御相談に応じています。お気軽に御相談ください。

山口県教育委員会

学 校・園

学校（園）では、校（園）長や教頭等が中心となり、いつでも相談できる体制を整え、皆さまからのさまざまな御相談をお受けします。

学校・園
(☎ - - -)

市町教育委員会

市町教育委員会では、皆さまからのさまざまな御相談をお受けします。

お住まいの市町教育委員会へ御相談ください。

教育委員会
(☎ - - -)

やまぐち総合教育支援センター内 子どもの教育に関する総合相談機関

子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センター

〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 番地（山口県セミナーパーク内）

電話相談

専門の相談員がさまざまな御相談に応じます。

【相談時間】月～金 8:30～17:15、火・木 21:00まで夜間相談を実施 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】就学や進路に関すること、学校での学習や生活に関すること、いじめ・不登校に関すること、家庭での養育のこと、乳幼児の育児に関すること、特別支援教育に関すること など

【対象】児童・生徒・保護者・教職員等

「ふれあい総合テレホン」 ☎ 083-987-1240

○いじめ、暴力、問題行動、交友関係などに関する相談は、

「やまぐち子どもSOSダイヤル」 ☎ 083-987-1202

※いじめ、暴力、問題行動、交友関係などによって、心身が脅かされるおそれのある子どもとその保護者からの御相談に24時間応じます。

○ファックスやメールによる相談は、

「ふれあいファックス」Fax 083-987-1258 「ふれあいメール」(メール) soudan@center.ysn21.jp

来所相談

子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センターの職員や臨床心理士等の専門家が、子どもの教育に関する専門的な御相談に応じます。

【相談時間】月～金 9:00～17:00 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】いじめ・不登校（園）や問題行動、学校不適応、障害などに関すること、インターネットや携帯電話（スマートフォン等）の利用に伴うトラブルなど。

※事前予約制となりますので、上記の「ふれあい総合テレホン」へお申し込みください。

県 教 育 庁

県教育庁では、教育行政に関する御相談（教育施策・予算等）をお受けします。

●山口県教育行政相談室（教育政策課内）

☎ 083-933-4531

(メール) a501001@pref.yamaguchi.lg.jp

県 学 事 文 書 課

県学事文書課では、私立学校・園に関する御相談をお受けします。

●学事文書課

☎ 083-933-2138

(メール) a10400@pref.yamaguchi.lg.jp

さまざまな関係機関にも相談窓口があります

ヤングホン・教育電話相談

(名称は市町によって異なります)

下 関 市	☎ 083-231-7838
(教育相談室)	☎ 083-231-6995
(いじめテレホン相談)	☎ 083-223-7830
宇部市	☎ 0836-33-7830
(総合教育相談窓口ほっとライン宇部)	(FAX) 0836-33-7830
山口市(仙崎教育相談室)	☎ 083-922-3749
萩市(子ども相談・支援室)	☎ 0838-25-3662
防府市(青少年育成センター)	☎ 0120-783-474
(教育相談電話)	☎ 0835-24-3232
携帯電話からは	☎ 0120-078-357
下松市(ヤングテレホンだまつ)	☎ 0833-43-4976
岩国市(ヤングテレホン岩国)	☎ 0120-22-7830
携帯電話からは	☎ 0827-43-0900
光市(ヤングテレホンひかり)	☎ 0120-72-3749
(光子ども相談センター)	☎ 0833-74-5910
長門市(長門教育支援センター)	☎ 0837-22-3542
柳井市(ヤングテレホン)	☎ 0820-22-4499
美祢市(ヤングテレホンみね)	☎ 0837-52-0400
周南市(教育相談しづかなん)	☎ 0120-78-3090
山陽小野田市	(ヤングテレホン)
(心の支援室)	☎ 0836-84-2000
周防大島町	☎ 0836-82-1188
携帯電話からは	☎ 0120-23-5509
和木町(ふれあいロールわき)	☎ 0820-78-1559
上 関 町	☎ 0120-81-7830
田 布 施 町	☎ 0820-62-0245
平 生 町	☎ 0820-52-5812
阿武町(ふれあいテラボ)	☎ 0820-56-6083
	☎ 08388-2-3176

非行・いじめ等

子どもの人権110番(山口地方法務局)

☎ 0120-007-110

法務少年支援センター山口(すこやか青少年心理相談室)

☎ 083-922-6701

少年サポートセンター(山口県警少年課)

東 部 ☎ 0827-23-5150

☎ 0120-48-5150

中 部(ヤングテレホン・やまぐち)

☎ 083-925-5150

☎ 0120-49-5150

西 部 ☎ 083-222-5150

☎ 0120-62-5150

少年サポートセンターでは、インターネットや携帯電話の利用に伴う問題等の相談も受け付けています。

子どもの体や心の健康

県健康福祉部こども政策課

☎ 083-933-2947

思春期ほっとダイヤル(県立総合医療センター)

☎ 0835-24-1140

児童思春期外来(県立こころの医療センター)

☎ 0836-58-2327

県健康福祉センター

岩 国

☎ 0827-29-1523

柳 井

☎ 0820-22-3631

周 南

☎ 0834-33-6425

山 口

☎ 083-934-2531

(防府支所)

☎ 0835-22-3740

宇 部

☎ 0836-31-3200

長 門

☎ 0837-22-2811

萩

☎ 0838-25-2669

下関市こども未来部こども保健課

☎ 083-231-1447

心の健康電話相談(県精神保健福祉センター)

☎ 0835-27-3388

育児・児童福祉

児童相談所

中 央

☎ 083-922-7511

岩 国

☎ 0827-29-1513

周 南

☎ 0834-21-0554

宇 部

☎ 0836-39-7514

下 関

☎ 083-223-3191

萩

☎ 0838-22-1150

児童家庭支援センター

子ども家庭支援センター「海北」

☎ 0835-26-1152

こども家庭支援センター「清光」

☎ 0836-65-1188

こども家庭支援センター「ぽけっと」

☎ 0834-25-0605

なかべこども家庭支援センター「紙風船」

☎ 083-266-1935

県民相談

中央県民相談室 ☎ 083-933-2570

(メール) kenmin.soudan

@pref.yamaguchi.lg.jp

岩国地方県民相談室 ☎ 0827-29-1506

柳井地方県民相談室 ☎ 0820-24-0250

周南地方県民相談室 ☎ 0834-33-6401

山口地方県民相談室 ☎ 083-921-9540

宇部地方県民相談室 ☎ 0836-38-2116

下関地方県民相談室 ☎ 083-235-8791

萩地方県民相談室 ☎ 0838-21-0051

教育資金

山口県ひとづくり財団奨学センター

☎ 083-933-4770

労働福祉金融制度教育資金(県労働政策課)

☎ 083-933-3210

医師修学資金(県医療政策課)

☎ 083-933-2937

看護師等修学資金(県医療政策課)

☎ 083-933-2928

獣医学修学資金(県畜産振興課)

☎ 083-933-3434

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の修学資金(県健康福祉センター・各市町母子・父子福祉担当課・県こども家庭課)

県健康福祉センター

岩国 ☎ 0827-29-1522

柳井 ☎ 0820-22-3777

周南 ☎ 0834-33-6422

山口 ☎ 083-934-2528

(防府支所) ☎ 0835-22-3740

宇部 ☎ 0836-31-3200

長門 ☎ 0837-22-2811

萩 ☎ 0838-25-2664

各市町母子・父子福祉担当課

下関市 ☎ 083-231-1358

宇部市 ☎ 0836-34-8330

山口市 ☎ 083-934-2960

萩市 ☎ 0838-25-3259

防府市 ☎ 0835-25-2348

下松市 ☎ 0833-45-1836

岩国市 ☎ 0827-29-5075

光市 ☎ 0833-74-5910

長門市 ☎ 0837-23-1156

柳井市 ☎ 0820-22-2111

美祢市 ☎ 0837-52-5228

周南市 ☎ 0834-22-8460

山陽小野田市 ☎ 0836-82-1175

周防大島町 ☎ 0820-77-5505

和木町 ☎ 0827-52-2195

上関町 ☎ 0820-62-0184

田布施町 ☎ 0820-52-5810

平生町 ☎ 0820-56-7115

阿武町 ☎ 08388-2-3115

☎ 083-933-2751

生活福祉資金の教育支援資金(県社会福祉協議会・各市町社会福祉協議会)

☎ 083-924-2813(県社会福祉協議会)

その他

○生涯学習相談

山口県ひとづくり財団

県民学習部生涯学習推進センター

☎ 083-987-1730

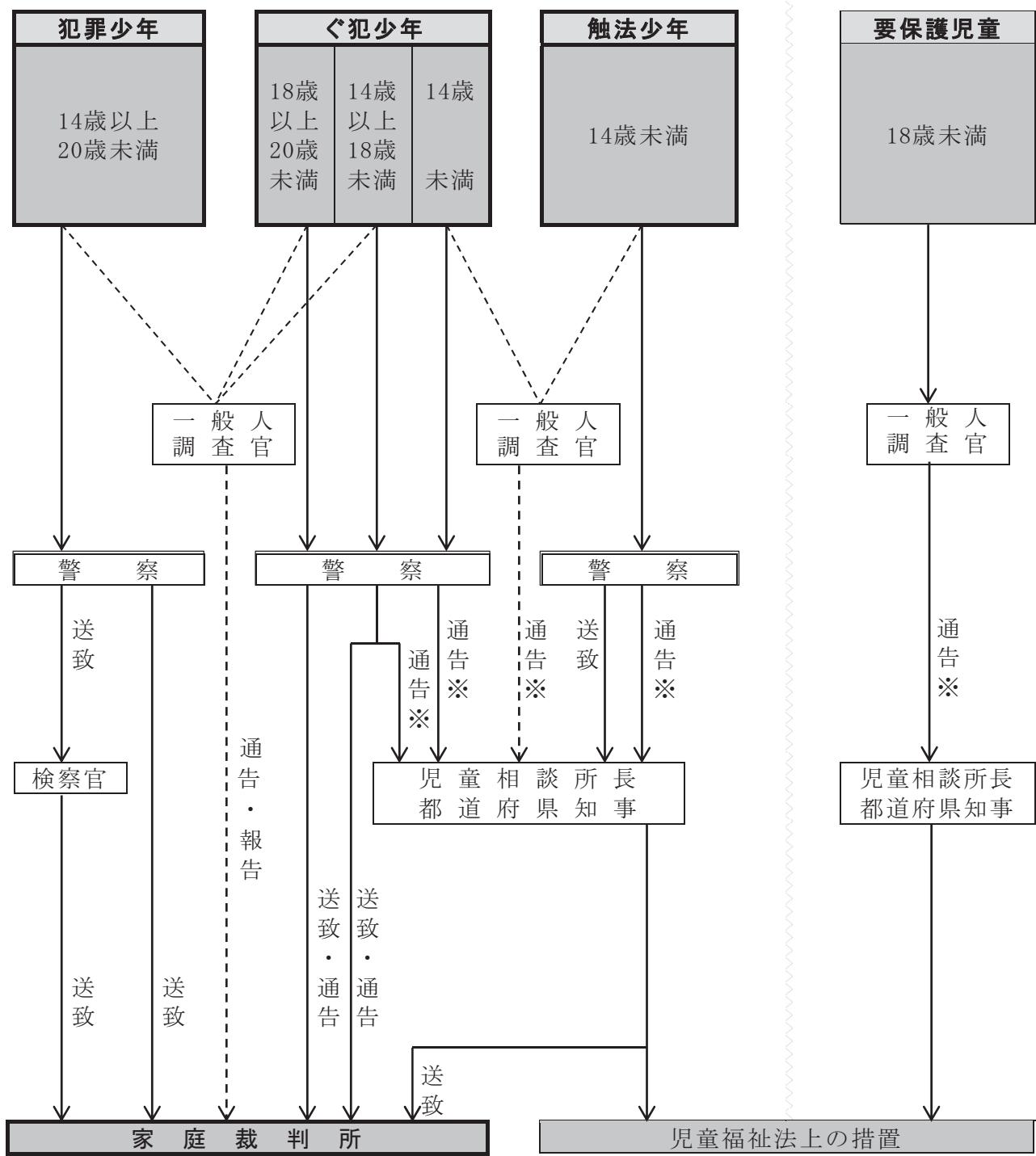
○中学校卒業程度認定試験相談

県教育庁義務教育課 ☎ 083-933-4595

○高校卒業程度認定試験相談

県教育庁高校教育課 ☎ 083-933-4624

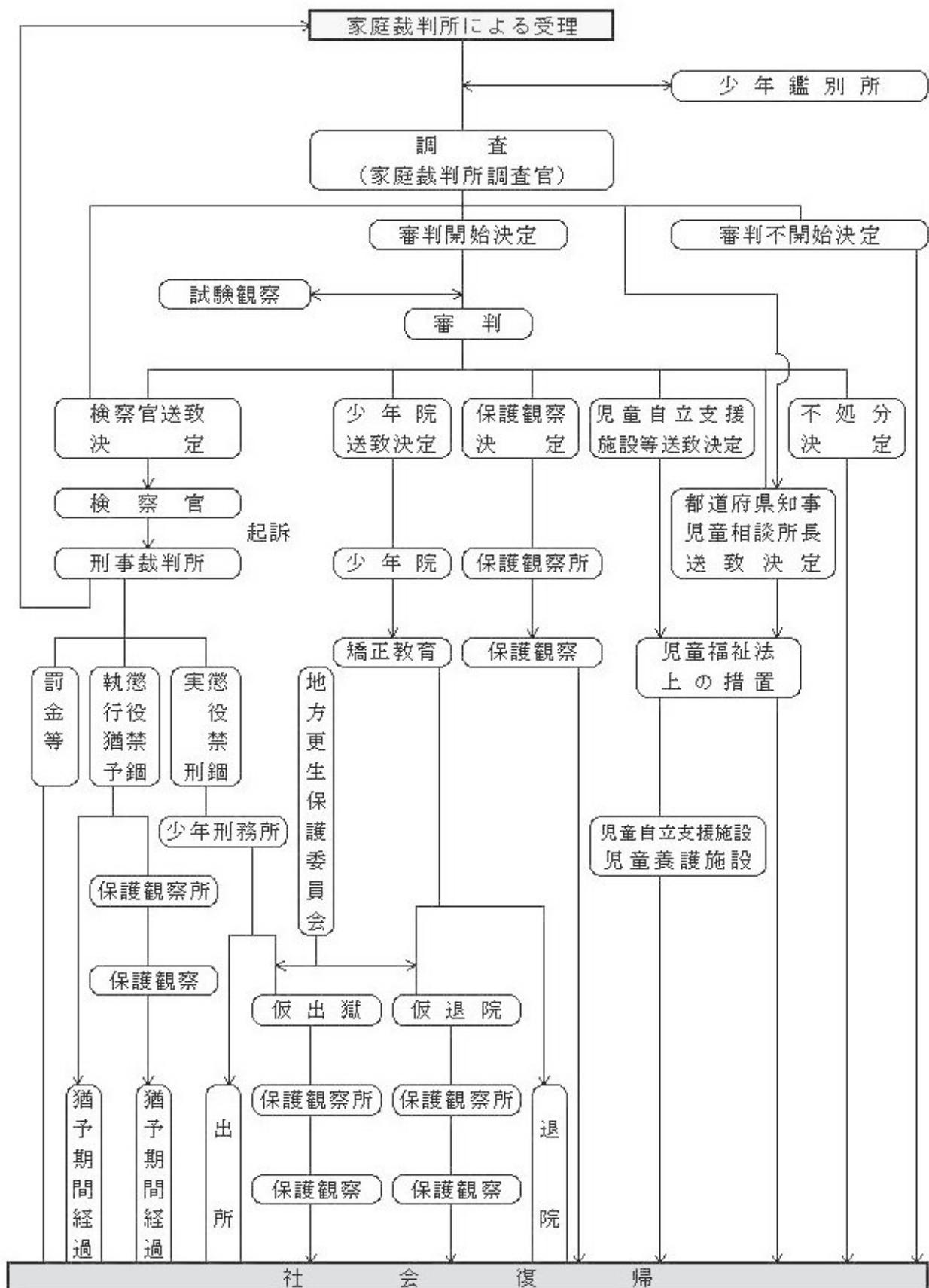
資料4 非行少年発見から家庭裁判所送致まで



* 保護者がないか、又は保護者に監護させることが不適当な者に限る。

犯罪少年	: 罪を犯した14歳以上から20歳未満の少年
触法少年	: 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
ぐ犯少年	: 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、又は、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
非行少年	: 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年
不良行為少年	: 非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊等自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

資料5 家庭裁判所における調査・審判から社会復帰まで



資料6 学校における事件・事故等発生時の報告について

学校等において、下記の事件・事故等が発生した場合は、教育庁学校安全・体育課 山口県学校安全管理班宛て、速やかに報告をお願いします。

また、幼児児童生徒の生命や学校危機につながる「緊急性」の高い事案や、報道の可能性のある事案については、まず電話で概要の第1報を報告するとともに、別紙「速報様式」により速やかに報告してください。

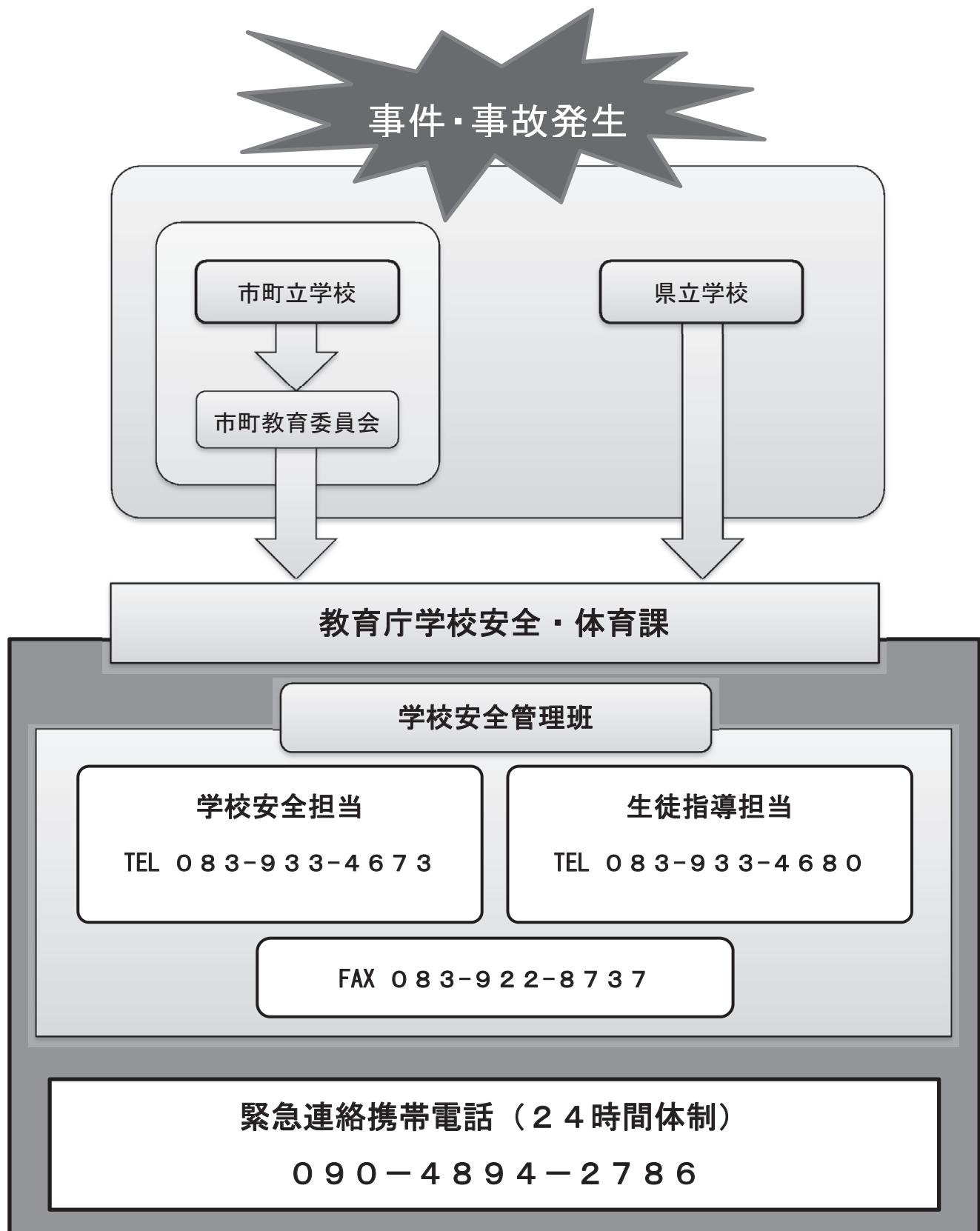
なお、「いじめの重大事態」であると判断される場合、事態の調査、地方公共団体の長への報告等が必要となります。調査の主体が学校か教育委員会かの判断、外部専門家の参加等、所管の教育委員会の指示の下、対応をしてください。県立学校において、学校主体の調査を行った場合、4-(3)「いじめ事案調査報告書」の様式で報告をすることになります。

1 報告の対象となる事件・事故等

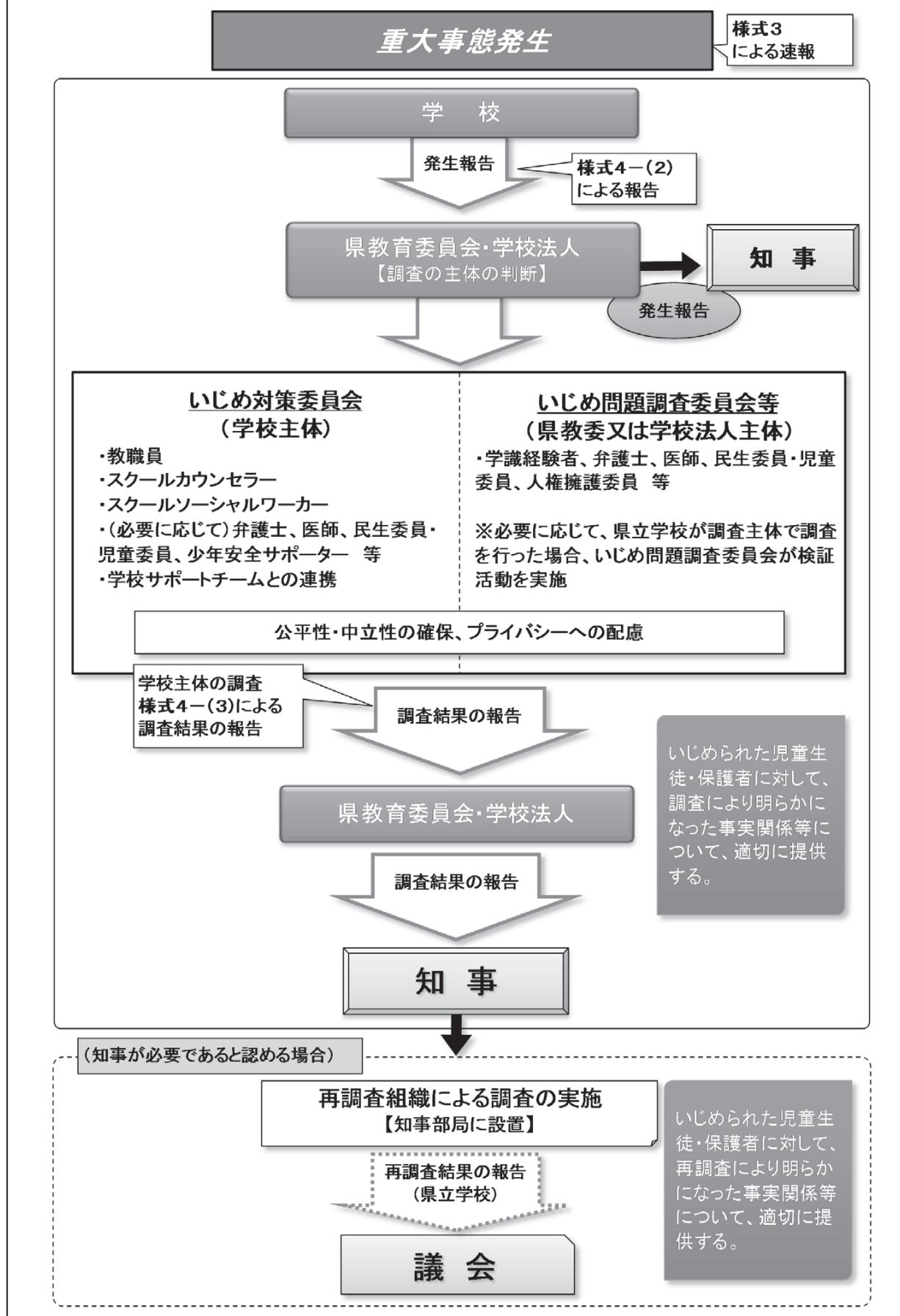
学校安全担当	生徒指導担当
(1)学校管理下における事件・事故 死亡、又は被災が1週間以上の入院を要する程度の負傷の場合	(1)強盗 (2)強かん (3)放火 (4)暴力
(2)学校管理下外における事件・事故 死亡、又は被災が特に重傷の場合	ア 複数で個人に対した場合 イ 対教師暴力及び器物損壊 ウ 傷害の程度が大きいもの
(3)交通事故 ア 学校管理下と否とを問わず、1週間以上の治療を要する程度の負傷の場合 イ 交通加害事故で、被害者が負傷した場合 ※ 学校管理下とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に該当するものをいう。	(5)恐喝 (6)危険な遊び ア 生命の安全に影響があるもの イ 死亡、入院を要するもの ウ 失火 (7)性被害 (8)窃盗(万引き等) (集団によるもの、社会的な問題となったもの) (9)家出 ア 自殺等の問題に繋がる恐れのあるもの イ 3日以上にわたるもの (10)自殺・自殺未遂・自殺予告 (11)悪質な行為 (公共物の損壊、列車妨害等) (12)ネット問題(警察と連携したもの) (13)虐待(関係機関と連携したもの) (14)いじめの重大事態 (①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの、②相当の期間〈30日を目安〉、欠席を余儀なくされている疑いがあるもの) (15)その他 (性非行、暴走行為、シンナー吸飲等薬物乱用、無断外泊等、学校において、生徒指導上重要と判断されるもの)
(4)不審者等による被害 幼児児童生徒へのつきまといや暴力事案など、警察及び近隣校に通報した事案	
(5)器物損壊に伴う施設・設備の被害 (爆破・爆破予告を含む)	
(6)備品類等の盗難・紛失 薬品・毒劇物の盗難・紛失	

○ 報告は、原則として治療等が終了した時点で、別紙「報告様式」により速やかにお願いします。

2—(1) 報告の手順



○ 重大事態発生時の調査等のフロー



3 速報様式

市町教育委員会・学校等から教育庁学校安全・体育課 学校安全管理班宛ての速報様式（FAX 等用）

学校事件・事故報告（速報）

教育委員会・学校名				発信者		
発信日時	平成 年 月 日() 午前・午後				時	分

1 件名						
2 被害者 (被災者)	学 校 名	学 年	性 別	氏 名	保 護 者 氏 名	
		年	男・女			
(備考) 受診した病院名、傷病の程度等						
3 加害者	学 校 名	学 年	性 別	氏 名	保 護 者 氏 名	
		年	男・女			
4 発生日時						
5 発生場所						
6 事故等の概要						
7 学校・教育委員会の措置						
8 その他	警察への被害届	有・無				
	報道発表・取材	有・無				
	特記事項					

教育庁学校安全・体育課 学校安全管理班
学校安全担当 TEL : 083-933-4673 生徒指導担当 TEL : 083-933-4680 FAX : 083-922-8737

4－(1) 報告様式（市町立学校用）

平成〇〇年(〇〇年)〇月〇日

〇〇市(町)教育委員会
教育長 ○ ○ ○ ○ 様

〇〇市(町)立〇〇学校
校長 ○ ○ ○ ○

印

学 校 事 件 ・ 事 故 報 告 書

- 1 件名
- 2 (被害・被災者) 学年・氏名(性別)・保護者氏名
- 3 (加害者)
- 4 発生日時
- 5 発生場所
- 6 概要(できるだけ箇条書きが望ましい)
- 7 被災・傷病の程度
- 8 学校が行った指導措置及び今後の対策等
- 9 関係機関が行った指導措置等
- 10 その他の参考事項
(本人について特記すべき事項、保護者の意見、事故の場合は現場の略図等)

4－(2) 報告様式（県立学校用）

○ ○ ○ ○ 第 号
平成〇〇年（〇〇年）〇月〇日

山口県教育委員会
教育長 ○ ○ ○ ○ 様

山口県立〇〇学校
校長 ○ ○ ○ ○

印

学 校 事 件 ・ 事 故 報 告 書

- 1 件名
- 2 (被害・被災者) 学年・氏名(性別)・保護者氏名
- 3 (加害者)
- 4 発生日時
- 5 発生場所
- 6 概要(できるだけ箇条書きが望ましい)
- 7 被災・傷病の程度
- 8 学校が行った指導措置及び今後の対策等
- 9 関係機関が行った指導措置等
- 10 その他の参考事項
(本人について特記すべき事項、保護者の意見、事故の場合は現場の略図等)

4－(3) 報告様式（県立学校用）－いじめ事案調査報告書（学校主体の調査）－

○ ○ ○ ○ 第 号
平成○○年（○○年）○月○日

山口県教育委員会
教育長 ○ ○ ○ 様

山口県立○○学校
校長 ○ ○ ○ ○

印

い　じ　め　事　案　調　査　報　告　書

- 1 (被害者) 学年・氏名(性別)・保護者氏名
- 2 (加害者)
- 3 事案の背景(集団・人間関係の状況等)
- 4 調査の組織(調査委員の構成等)
- 5 調査日時・調査方法・場所・対象等(詳細に記述)
- 6 事実経過
(日時、場所、人物、いじめの態様等について、網羅的に客観的事実を記述)
(1) ○月○日
(2) △月△日
- 7 被害の程度
- 8 いじめの認否
- 9 学校が行った指導措置等
- 10 関係機関が行った指導措置等
- 11 考察、今後の支援内容、再発防止対策等
- 12 その他の参考事項(保護者の意見等)

資料7 各学校における緊急連絡先一覧の作成について

(1) 留意事項

- 校長室・職員室・事務室・保健室・体育教官室・プール管理室等の電話近くに備え付ける。
- 個人情報には十分配慮し、児童生徒や外部からの訪問者等の目に触れないよう留意する。

(2) 緊急連絡先一覧（例）

緊急連絡先	電話番号
校長	携帯電話（自宅電話）
教頭	携帯電話（自宅電話）
事務長	携帯電話（自宅電話）
市町教育委員会	各課の電話番号
県教育委員会	各課の電話番号
県教育委員会緊急連絡 (24時間体制で対応) ■児童生徒関係 ■教職員関係 ■火災・自然災害関係	090-4894-2786 (学校安全・体育課) 090-5705-9072 (教職員課) 090-6842-6766 (教育政策課)
PTA会長	携帯電話（自宅電話）
PTA副会長	携帯電話（自宅電話）
学校評議員	携帯電話（自宅電話）
同窓会長	携帯電話（自宅電話）
学校医	携帯電話（自宅電話）
スクールカウンセラー	携帯電話（自宅電話）
近隣の警察署	083-○○○-○○○○
近隣の交番・派出所	083-○○○-○○○○
近隣の消防署	083-○○○-○○○○
近隣の医療機関	083-○○○-○○○○
近隣の児童相談所	083-○○○-○○○○
近隣の学校・園等	083-○○○-○○○○
近隣の駅（JR等）	083-○○○-○○○○
通学バス会社	083-○○○-○○○○
防犯システム業者	083-○○○-○○○○
自動販売機設置業者	083-○○○-○○○○

資料8 児童虐待通告様式

子ども虐待通告書 (本状含めて_枚)

平成 年 月 日

[○○市・町] 児童相談担当 様
山口県 [中央・岩国・宇部・周南・下関・萩] 児童相談所長 様
 機関名
 氏名

下記の児童について児童虐待防止法第6条にもとづき通告します。

子 ど も	ふりがな 児童氏名	① ア ②	① 歳(月)男・女 年月日生 ②	
	住 所	イ		
	(住居状況)	一戸建て・集合・	持ち家・民間借家・公営借家・	
	通学・通園先 就学状況	① ウ 未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組(担任: 出席状況:良好 欠席がち 不登校状態 ②		
児童は今どこ	① ②			
保 護 者	ふりがな 保護者氏名			
	続柄・年齢	続柄: 年齢: 歳 年月日生	続柄: 年齢: 歳 年月日生	
	職業就労状況			
	住 所 電 話 等	オ		
虐 待 内 容	誰から誰に			
	いつ(から)、どこで、どのような、頻度は			
	虐待の種類	(わかれれば) 身体的・性的・心理的・ネグレクト (主○、従○)		
	情報源	通告者は 実際に目撃・悲鳴や音から推測・関係者() から聞いた		
保護者の了解	保護者はこの通告を 承知・拒否・知らせていない			
通 告 者	通告者氏名	電話 FAX		
	住 所			
	区 分	①個人として通告 ②機関として通告 (機関名:)		
	関 係	学校・保育所・幼稚園・医療機関・保健所・市町()・福祉事務所・ 警察・児童家庭支援センター・主任児童委員・児童委員・母推・人権擁護委員・その他()		
	通告者を保護者に	明かさないで欲しい・明かして良い		
	通告の目的			

※これは援助関係者用の書式であって、一般人用ではありません。わからない箇所は空欄のままで構いませんが、**太字**の欄はなるべく埋めてください。

F A X 中央:083-922-7513
宇部:0836-39-7519

岩国:0827-29-1597
下関:083-234-3141

周南:0834-21-8650
萩:0838-22-1165

子ども虐待通告書（2枚目／必要に応じて）

家 族 構 成	続柄	カ 氏 名	年 齢	職業、他備考
家 庭 状 況				
		近隣等の風評 :		
対 応 資 源		自分や他の人がこれまでにとった対応、連絡した人、協力できそうな人（親族を含む）		
		・親族・職場等 :		
そ の 他		・関係機関等 :		
		その他とくに心配されること、気づきなど		

※FAXの場合ア～カの固有名詞は記入せず、電話（または別便）で内容連絡を。番号間違いにくれぐれも注意！

複数人の場合、①、②…と番号を打ってください。

中央児童相談所 ☎753-0214 山口市大内御堀922-1 FAX: **083-922-7513** (TEL:7511)

山口市、防府市、美祢市

岩国児童相談所 ☎740-0016 岩国市三笠町1-1-1 FAX: **0827-29-1597** (TEL:1513)

岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

周南児童相談所 ☎745-0836 周南市慶万町2-13 FAX: **0834-21-8650** (TEL:0554)

周南市、下松市、光市

宇部児童相談所 ☎755-0033 宇部市琴芝町1-1-50 FAX: **0836-39-7519** (TEL:7514)

宇部市、山陽小野田市

下関児童相談所 ☎751-0823 下関市貴船町3-2-2 FAX: **083-234-3141** (TEL:223-3191)

下関市

萩児童相談所 ☎758-0041 萩市江向河添沖田531-1 FAX: **0838-22-1165** (TEL:1150)

萩市、長門市、阿武町

引用・参考文献等

- 『子どもを変えた教師の一言』 山田暁生著 (1997 学事出版)
『学校の危機管理ハンドブック』 「学校の危機管理」 研究会編 (2000 ぎょうせい)
『教師だからできる5分間カウンセリング』 吉本武史編著 (2000 学陽書房)
『見てわかる学校の危機管理マニュアル』 高階玲治編著 (2001 東洋館出版社)
『犯罪被害者支援の軌跡』 大久保恵美子著 (2001 少年写真新聞社)
『最新教育キーワード137』 (2001 時事通信社)
『週刊教育資料 NO.724』 (2001 日本教育新聞社)
『教師のための学校危機対応実践マニュアル』 上地安昭編著 (2003 金子書房)
『[生徒指導・進路指導] 実践チェックリスト』 秦政春編 (2004 教育開発研究所)
『月刊生徒指導 必ず役に立つ問題行動防止ハンドブック』 奥野真人著 (2004 学事出版)
『月刊生徒指導 法律・判例で考える生徒指導』 坂田仰著 (2004 学事出版)
『月刊生徒指導 12月号』 (2004 学事出版)
『現場即応！あなたの疑問にこたえる生徒指導対応事例80』 緑川哲夫・原雅夫編著
（2005 学事出版）
『14歳からの仕事道』 玄田有史著 (2005 理論社)
『チェックリスト 子どもの安全と危機管理』 学校安全対策研究会編 (2005 第一法規)
『インターネットにおけるルールとマナー こどもばん 公式テキスト』
（2005 財団法人インターネット協会）
『青少年の健やかな成長のために 必携・少年補導委員の手引き』
（2005 社団法人 青少年育成国民会議）
『気持ちのスキ間に入り込む 出会い系サイトのワナ』 (2005 警察庁)
『指導と評価 4月号』 (2005 図書文化社)
『詳解 生徒指導必携 改訂版』 生徒指導研究会編 (2006 ぎょうせい)
『月刊生徒指導 10月号』 (2006 学事出版)
『学校危機対応 教職員ハンドブック 全国版』 (2006 全国CRT連絡協議会)
『生徒指導体制の在り方についての調査研究報告書～規範意識の醸成を目指して～』
（2006 国立教育政策研究所生徒指導研究センター）
『児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）』
（2006 文部科学省・警察庁）
『バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために 最終報告書』
（2006 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会）
『教師が知りたい子どもの自殺予防』 (2009 文部科学省)
『生徒指導提要』 (2010 文部科学省)
『みんなでネットワーク～子ども虐待に関わる援助関係者の連携マニュアル～【三訂版】』
（2011 山口県健康福祉部）
『いじめについて、わかっていること、できること』 (2013 国立教育政策研究所編 悠光堂)
『生徒指導リーフ』 シリーズ (2012～国立教育政策研究所生徒指導研究・進路指導研究センター)
『生徒指導支援資料5 いじめに備える』
（2015 国立教育政策研究所生徒指導研究・進路指導研究センター）
『月間生徒指導12月増刊 生徒指導とスクール・コンプライアンス』 (2015 学事出版)

■各都道府県作成・提供資料■

- 『生徒指導のてびき』 (2001 広島県教育委員会)
『高等学校生徒指導資料 改訂 生徒指導ハンドブック』 (2002 神奈川県教育委員会)
『児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料』 (2002 栃木県教育委員会)
『生徒指導実践の手引き』 (2004 滋賀県教育委員会)
『学校防災マニュアル（改訂版）』 (2006 兵庫県教育委員会) 他多数